



始



第一集 講究所 典湯

皇典講究所 国學院 大院

符246
954



下告諭文

國學院設立趣意書
御命名並に御浴湯の儀



告諭

皇典講究所假建設成ル茲ニ良辰ヲ撰ビ本日開饗ノ式ヲ行フ幟仁總裁ノ任ヲ負ヒ親ク式場ニ臨ミ職員生徒ニ告グ

凡學問ノ道ハ本ヲ立ツルヨリ大ナルハ莫シ故ニ國體ヲ講明シテ以テ立國ノ基礎ヲ鞏クシ德性ヲ涵養シテ以テ人生ノ本分ヲ盡スハ百世易フベカラザル

典則ナリ而シテ世或ハ此ニ暗シ是レ本饗ノ設立ヲ要スル所以ナリ

今ヨリ後職員生徒此ノ意ヲ體シ夙夜懈ルコト無ク本饗ノ隆昌ヲ永遠ニ期セヨ

明治十五年十一月四日

一品勳一等有栖川幟仁親王

國家ノ隆昌ハ道義精神ノ發揮ニアリ方今人文日ニ盛ナリト雖專ラ物質ニ偏シ人心ノ變遷洵ニ驚クベキモノアリ顧ミルニ皇典講究所國學院ノ設立茲ニ年アリ斯道ニ貢獻スル所亦尠シトセズ而モ之ヲ時勢ニ鑑ルニ其施設未ダ全力ラザルモノアルガ如シ恒久深ク之ヲ慨ス惟フニ世界戰亂ノ餘民心ニ影響スル所更ニ又甚シキモノアラントス此時ニ當リテ本所及本大學ハ宜シク創設ノ趣旨ニ則リ奮ツテ

國體ノ本義ヲ明カニシ道義ノ精神ヲ徹底セシメ益教育ノ規模ヲ擴張シ以テ國家ノ柱石タルベキ有爲ノ材幹ヲ養成シ斯道ノ爲ニ大成ヲ期セザルベカラズ本所本大學ノ職員及協賛ノ諸員此際一層力ヲ茲ニ致サムコトヲ望ム

大正七年五月二十七日

皇典講究所總裁大勳位 恒久王

告文

五

文明ノ化ハ術藝ニ立チ道徳ニ成ル術藝ハ新ナルヲ尙ビ道徳ハ變ラザルヲ要ス
新ナルハ進ミ易ク變ラザル者ハ競ヒ難シ是ヲ以テ術藝日ニ講明セザルナキモ
道徳年ニ湮晦ヲ加フルハ宇内ノ通弊ナリ中ニ就テ我皇國ノ國體ハ道徳ヲ離レ
テ一日モ立ツベカラザルヲ以テ苟モ我國人タル者尤此ニ猛省セザルベカラズ
今ヤ我國稍文運ニ向ヒ到ル所公私ノ學大小ノ設アラザルハ莫ク學術ノ一端ニ
至リテハ文明ノ具亦略備ハレルガ如シ然レドモ其舉概ニ皆智巧ヲ尙ビ技術ヲ
競ハシムルニ在ルヲ以テ道徳術藝常ニ其權衡ヲ保タズ所謂反膚厚ケレバ筋肉
脆キノ歎ヲ免レズ况ヤ維新以來上下汲々經營スル所ノ者多クハ文明ノ皮膚ヲ
裝飾スルニ在リテ未ダ專ラ力ヲ其筋肉ノ養ニ致セル者アルヲ聞カザルヲヤ抑

モ國ノ隆替ト道ノ顯晦トハ唯賢哲其人ノ興廢ニ存ス是レ人能ク國ヲ興シ人能
ク道ヲ弘ムルモ國ノ人ヲ興シ道ノ人ヲ弘ムルニ非ラザルヲ以テナリ故ニ苟モ
國ノ盛昌ヲ期シ道ノ興隆ヲ望マバ先づ人材ヲ養成スルニ若クハナシ嗚呼今日
ニ於テ育材ノ業其亦已ムベカラザルカ是ヲ以テ本年新ニ皇典講究所設立ノ舉
アリ全口精英ノ少年ヲ募集シ専ラ國典ヲ講明シ禮樂ヲ修習セシメ其心志ヲ鞏
固ニシ其德性ヲ涵養セシメ兼ヌルニ漢洋ノ學武技體操ノ術ヲ以テシ其ノ才識
ヲ博メ其元氣ヲ養ヒ以テ國家有用ノ人物ヲ陶冶シ國體ヲ萬世無疆ニ保維シ皇
道ヲ四裔ノ外ニ發揚スル大基礎ヲ立テントス

聖上夙ニ此舉ヲ嘉シタマヒ既ニ本年二月賜フニ若干金ヲ以テシ猶將來年々賜
フ所アラントス加之山田内務卿櫻井社寺局長大ニ力ヲ此ニ盡サレ又有栖川總
裁宮久我副總裁專獎勵統率シテ以テ此舉ノ全盛ヲ規畫セラル某等苟モ事ニ此

六

ニ從フ者豈益奮進勵精シ以テ其規模ヲ大ニシ以テ其成業ヲ期セザルベケンヤ
 然リト雖モ事功窮リナクシヲ責任モ亦重シ是ヲ以テ今博ク天下ノ同志ニ諗ゲ
 其補翼贊成ヲ得テ以テ此舉ノ隆昌ヲ期セントス天下同感ノ諸彦苟モ朝廷義舉
 ヲ嘉シタマフ恩旨ヲ奉ジ内務省獎勵ノ盛意ニ戾ラズ理論ニ走ラズ權勢ヲ貧ラ
 ズ各自應分ノ力ヲ振ヒ先ヅ此舉ヲ贊助シ均シク本所ニ力ヲ併セ本所ノ隆昌ヲ
 圖ラバ其効延イテ全國ニ及ビ皇道日ニ其興隆ヲ増シ國體年ニ其尊嚴ヲ加ヘ終
 ニ道德術藝並ビ行ハレテ文明ノ淳化天下ニ浹洽シ大ニ國美ヲ海外ニ發揚スル
 ニ至ラン願クハ天下同感ノ諸彦此議ヲ諒シ財ヲ拠チ力ヲ愛マズ同ク此舉ヲ助
 ケテ其勤勞ヲ勵シ其ノ成功ヲ責メ以テ坤輿無比ノ國體ヲ不朽ニ擁護シ明治昭
 代ノ隆恩ニ報答セラレンコトヲ某等冀望ノ至ニ堪ヘザルナリ

明治十五年九月

石古松久井宍

垣川野保上野

甚豊勇季賴

内彭雄茲団半

國學院設立趣意書

九

人ノ世ニ在ルヤ各其本國ニ繫屬ス故ニ其國ヲ愛重シ其君ニ忠實ナルハ人ノ德義ニ於テ當然至要ナル者トス近時各國人ヲ教フル法必先其國史國文國法ヲ授ケ次ニ百科ソ業ニ從事セシムルヲ常トス是蓋人ヲシテ先其國其君ニ於ケル忠愛ノ良心ヲ萌生シ靄然トシテ赤子ノ慈母ヲ慕フカ如ク親和密合シテ離ルヘカラサル感想アラシメ然ル後始メテ立身治生ノ道開物成務ノ業ニ進マシメントスルニアリ故ニ其効果ハ以テ民タルトキハ善良ノ民タルヘク以テ兵タルトキハ義勇ノ兵タルヘク以テ官吏タルトキハ公平正直ノ官吏タルヘク多士濟々トシテ舉ケテ皆君ニ忠ニ國ヲ愛スル精神ヲ興起セサルハ無キナリ

各國其國體ヲ異ニシ君其姓ヲ更ヘ民其統領ヲ立ツル國ニシテ其臣民ヲ教フル

方法猶此ノ如シ顧ミルニ本邦ハ萬世一君覆疇ノ下ニ無二ノ臣民アリ親和密合シテ離ルヘカラサル情義ヲ存スルハ建國以來終始一貫火ヲ觀ルカ如シ然ルニ輓近内外本末ノ辨大ニ其宜ヲ得ス其弊延イテ教育ニ及ヒ公私學校ノ設甚多シト雖モ國學ヲ先ニスル方法未行ハレサルハ余輩痛嘆ニ堪ヘサルナリ

余輩ハ夙ニ本邦固有ノ學術ヲ研究シ皇室ノ尊嚴ナル所以國體ノ鞏固ナル所以ヲ講明シ人情ノ基ク所風俗ノ由ル所ヲ尋繹シ國民ヲシテ益國家ニ忠愛ナル德義ヲ深厚ナラシメンコトヲ希ヒ前ニ生徒ヲ養ヒ講筵ヲ開キ本邦ノ典故文獻ヲ講究スル方法ヲ設ケシモ規模猶未大ナラサル憾アリ今機運ノ漸熟スルヲ以テ生徒教養ノ法ヲ改正擴張シ茲ニ國學院ヲ設立シテ專國史國文國法ヲ攻究シ我カ國民ノ國家觀念ヲ湧出スル源泉トナシ皇祖皇宗ノ謨訓ニ基キ固有ノ倫理綱常ヲ闡明シ且支那泰西ノ道義說ヲ採擇シ以テ之ヲ補充シ以テ國民ノ方向ヲ

一ニシ古今一貫君民離ルヘカラナル情義ヲ維持セントス固ヨリ此ヲ以テ宗教
若クハ政黨ノ器用トナスニ非サルナリ若夫レ進ミテ人文ノ發達ヲ追ヒ世務ノ
必要ニ應スルニ至リテハ海外百科ノ學モ網羅兼修シテ此學ノ進歩擴張ヲ計ル
可シ之ヲ要スルニ本院設立ノ趣意ハ我カ國民ノ國民タル忠愛ノ精神ヲ發揮シ
智育ヲシテ國體ニ基ケル德育ト共ニ併進セシメンコトヲ期スルニ在リ

明治二十三年七月

伯爵山田顯義

皇典講究所講話集

序

明治維新は皇道精神の興隆によつて空前の盛業を建設し、惟神の大道が天下に宣揚せられて國民の精神を振作したのであるが、幾何もなく歐米の文明開化頻りに移入せられ、舶來謳歌の思想普く朝野に横溢するに至つた。斯かる間に在つて明治十五年の夏、畏くも明治天皇、軍人勅諭を御下賜あらせられ、教育の方針を一新し給ひ、又幼學綱要を御頒ち遊ばされた。此の時に當つて我が皇典講究所は斯道先輩の努力に依つて設立せられたのである。本所は爾來、外に拜外輕佻の風強く、内に維持經營の困難多い間に立つて、只管

我が國典の研究と忠愛精神の培養とに力を注ぎ、明治二十三年以來、國學院大學を創設しその事業に勵精すると共に、一方に於いては、皇典講究所講演集を續刊して世を益すること多く、且種々の圖書を公刊し來り學界に貢獻する所が少くない。近年、又屢國學叢書等の小冊子を刊行して、又斯道關係者の参考に資しつゝある。

本所創立以來五十餘年、微力なりとは云へ、國學院大學の經營以外に典故文献の調査や、神道、國學の發揚等によつて、我が國體の精華を講明し、皇道精神の發揚に寄與した業績決して乏しくないものがあると信する。今や國民の自覺は高調し、皇道精神の興隆は坐ろに明治維新當時を回想せしめ、我が國際的事情の緊張は、我が固有文化進展の急務と相俟つものが頗る多い。是に於いて本所は益從來の事業を擴張充實すべく邁進すると同時に、茲に又此

の講話集を刊行して、皇道の闡明と國民精神の涵養とに資したいと思ふのである。此の講話集が執筆者各位の適切なる主張と本所の他の出版物と共に斯道の發揮に志篤い諸賢の参考に供し得らるゝならば誠に幸甚である。

御命名並に御浴湯の儀に就きて

文學博士 市 村 琢 次 郎

瑞雲天に燐き旭日地を照す昨年十二月廿三日の拂曉に、我が皇太子殿下の御降誕あらせらるゝや、國民歡喜の聲は津々浦々まで響き渡りました。同き二十九日御命名が發表せられ並に御浴湯の儀も無事に相濟ませられたので、國民は益感激して皇運の無窮を衷心から祝し奉りました。當時私は「ラジオ」を通じて、御命名並に御浴湯の儀に就きて放送を試み、その由來を明にし、天下公衆と共にその御喜を頌つたのであります。爾來既に百餘日、今朝圖らず

も新聞紙上に於て、皇太子殿下の御寫眞に接しその十分の御發育と、特に明るい朗かな御尊顔を拜し奉り、餘りの有難さにうれし涙がこぼれました。今回皇典講究所より小冊子を發行するに際し、茲に放送の舊稿を補正し重ねてこれを公にした所以は、少くとも千歳の喜を一片の記録に残して多數讀者の閲覽に供したい爲めであります。

さて歴代の御命名の來歴を按するに大體三種の區別があり、第一は因縁ある名稱を擇んだので例へば仁德天皇（大鷦_命）清寧天皇（白髮_命）反正天皇（水齒_命）の御名の類であります。第二はその御住居の地に縁みしもので、例へば雄略天皇（大長谷_{若建命}）安康天皇（穴穂_命）の御名の類であります。第三は單に美名を擇び奉つたもので、その例は最も多くこれを枚舉することは出來ません。而してその御名稱は上代に於ては純然たる國語を以て現されたものであります。

後世に於ては意味ある漢語に國訓を付して御命名になりました。その上代の例は茲に申し上げませんが、後世の例としては平安朝の仁明天皇以後を擧ぐることが出来ます。けれども未だ一定の用例は御座るませんでした。さて仁の一字が上代の尊命とか彦とかの如く殆ど必ず御用ゐになるやうになつたのは何時頃よりでありますか、清和天皇が初めて仁の字を御付けになりましたが、その次の御三代はこれに倣はれませんでした。一條天皇もまた仁の字を御用ゐになりましたが、その次の御三代はやはりこれに倣はれませんでした。けれども儒教の道德精神が漸く擴がつた結果でありますか、仁の字を御使用になる氣運は次第に熟し來つたやうに存じ奉ります。されば後冷泉天皇以來、後小松天皇に至る間三十代前後に亘り殆ど仁の字を御使用されましたが、唯後鳥羽天皇順徳天皇後二條天皇及び南朝歴代の天皇の御名稱が例外

になつて居るに過ぎません。殊に後小松天皇以後今日に至るまで六百餘年二十五代の間は明正、後櫻町の兩女帝は別とし盡く仁の字を御使用になつて居り必ずこれを人と御読みになつて居ります。

この仁は儒教の德目で最重きを置いて居りまして普通一般には博愛これを仁といふやうに解して居りますが、單に博愛だけでは盡して居りません、寧ろ正しき博愛でなければなりません。最も古い解釋では仁者人也というて居りますから、これを國語で人と読みまするは適當であり、從つて仁を人道と解するも適當であります。而してその人道は正しき博愛でなければなりませんこれが義を仁に配して説く所以であります。我が皇室に於かせられて中世以後その御歴代の名稱に必ず仁の語の伴はるゝは、常に人道の正しき博愛を大御心とせらるゝことゝ恐察し奉るのであります。勿論この御精神は仁の語

を御名稱に御用ひにならぬ上代に於かせられても同様でありますことは、その御歴代の史實に於ても明に證せらるゝのであります。但御命名と同時にこれに關聯して宮號の御選定あるやうになりましたのは後陽成天皇以來の事と承ります。

かかる譯で古來御命名には十分の御配慮御詮議があらせられたやうに存じます。これは南北朝時代に北朝の方の例であります。建德二年(南朝)即ち應安四年(北朝)に後圓融院の御名稱につきて關白、前相國、内大臣藤中納言に御諮詢があつて菅原高嗣(解由長官)から三箇の案(昭仁、緒仁、成)を具して上申せられその第三案が御採用になつて居ります。(後深心院)又永正九年(六月十日)に後奈良天皇の御名字につきて、權中納言兼大藏卿菅原和長が御諮詢により五箇の案(和仁、誠仁、恭仁、齊正明)を具して答申し、その第一案が御採用になつて居ります。(尚通公記)

而してこれ等の場合に出典として引用せられた典籍には

廣韻 玉篇 東宮切韻 左傳 毛詩 毛詩注 禮記 禮部韻

等が見えて居り、當時としては相當に意を用ひられたことが窺はれます。さて今回の御命名に就きての出典を按するに、周易の離の卦が本となつて居るやうに思はれます。離の卦は☰で離下離上であり、說卦傳には離を火となし、日となすとありますから、火と日との象があるのであります。而して象傳並びに象傳に次の如くあります。

離麗ツカ也、日月麗乎天、百穀草木麗乎土、重明以麗乎

正、乃化成天下。(象傳)

明兩作離、大人以繼明、照于四方。(象傳)

伊藤東涯はこれを解して

此卦内外俱離、有_ニ明兩作之象、則前明既沒、後明復升、大人體_レ之、繼_ニ紹前王明德、以照_ニ臨天下、幽隱之地、遐荒之陋、光輝赫奕、無_ニ微不_レ燭、乃明之至也。

というて居るが最よく象傳の意味を説明したものと思はれます。今回の御命名がこの出典に基いたものとすれば、彼の天津日嗣と稱しまつる語とも關聯して居り、その意味の深遠高大であることが窺はれます。

明治の年號も同くこの離の說卦傳に

離也者明也、萬物皆相見、南方之卦也、聖人南面而聽天下、嚮_ニ明而治。

ある語に基かれたものとすれば、今回の御命名と共に、この卦との緣故の淺からざることが分ります。されば明治三年の詔書に

朕恭惟天神天祖、立極垂統、列皇相承、繼_ニ之述_レ之、祭政一致、億兆同心、治教明于上、風俗美于下、而中世以降、時有_ニ汙隆、道有_ニ顯晦、治教之不_レ洽也久矣、今也天運循環、百度維新、宜_下明_ニ治教_ニ以宣_中揚惟神之大道也。

と仰せられ繼明の義を宣揚せられた所以も偶然でないと思はれます。猶更に

繼明の義を擴充伸引して單に將來昭和大正の聖業を嗣がせ賜ふのみならず、進んで明治の洪謨を繼がせ賜ふ意味を含めるものと解するものがあるかも知れません。特に 皇太子殿下の御降誕の時刻が旭日將に天に昇らんとする際でありますので、更に離卦の象に照し益御命名の神々しき感に打たれ、實祚の天壤と共に無窮なることが信せられます。

御浴湯の儀は極めて古い時代より行はれたやうに存せられますがその平安朝時代の儀に就きては、紫式部日記に詳細なる當時の模様が記されてあります。それは一條天皇の中宮上東門院(藤原道長の女)の皇子御分娩の時で即ち寛弘五年九月に後一條天皇の御降誕遊された時の事であります。その記事に據ると御降誕の時より七日の間は御浴湯の際に讀書鳴弦の儀が行はれたやうであります、讀書即ち文讀む博士は一人に限らず數人が更々奉仕し、或は孝經を読み、

或は史記などを讀みました。鳴弦はつるうちと稱しその數二十人にて二行に列び立つて、弦を鳴すのであります。かゝる譯でその奉仕の人員は相當多數に上つたやうに思はれます。後世その有様を描いた繪巻物が傳つて居るさうですが、私はまだそれを見たことはありません。さてこの御浴湯の儀式はその後何時頃迄續き行はれましたか分りませんが、かなり長く繼承せられたものであります。

明治の時代になりますと宮中の種々の御儀式を改定せられましたが、御浴湯の儀も古禮を參照して制定せられ、これが皇孫秩父宮殿下の御降誕の時初めて施行せられたやうに承はる。この儀式は御降誕後七日目の御命名式當日に並び行はせらるゝので讀書には本役一人控一人、鳴弦には本役二人控二人であります。今回奉仕の任を辱うせる人々は讀書の方では私が本役、辻博士が

控、鳴弦の方では有馬大將と大給子爵とが本役で、松浦子爵と細川子爵とが控であります。

かくて我々は十二月廿九日の午前八時に參殿し、別室にて衣冠の裝束に着け更へ、十時近くになりますと奉仕の諸員は衣冠のまゝ肅々と順に進んで御浴殿の側の廊下に整列しました。すると間もなく皇太子殿下は女官長に抱かれ幾多の供奉の人々を從へられて、浴殿へ御入御になると同時に我々は更に進んで浴殿と對面の廊下に參列しました。浴殿の正面には白き幔幕が垂れてありその前の一間が讀書鳴弦の式場であります。やがて合圖により私は笏と卷物とをして先づ進み式場の中央に立ちますと、鳴弦の本役たる有馬大將と大給子爵とは少く離れてその後に弓を持しながら左右に分れて並び立ちました。控の方々はやはり廊中に立つて居ります、時に廣幡皇后宮大夫と岡村事

務官とはその室の右隅に立つて居りました。やがて私は笏を懷にして卷物を開きますと鳴弦の本役は低音にて祈禱の辭を述べます、それが終るや否や私は卷物を読み上げました。読み終ると鳴弦の本役は弦を鳴らして「オー」と呼びます。これが内親王の時は二回でありますが、親王の時には三回であります。故に我々は之を三度繰返しました。その間に浴湯の儀は済せられて御退殿になると我々奉仕諸員は元の處にて奉送すること奉迎の時の通りであります。この間僅かに二十分に過ぎますが極めて嚴肅莊重であります。その中に靄然たる和氣の漂へるのを感じました。而して式後我々は更に人形の間に於て天皇陛下に拜謁仰付けられ特に天顔のうるはしきを拜しました、次で侍従長の手を経て兩陛下より賜物あり且別室にて酒饌を戴いて退出しましたのであります。

さて鳴弦即ち弓を鳴らすことは惡魔不祥を攘はるゝ意味もありませうが弓矢は男子の執るべきもので武の意味を寓して居るやうに思ふ。支那の上代に於ても子が生るれば男子設弓於門左、女子設帨於門右」とあり、又國君の世子の生れた時に桑弧蓬矢六以射天地四方といふことが禮記の内則に見えて居ります。讀書の儀は支那に行はれず寧ろ日本のみに行はれたやうに思ふ。而して此の讀書には文の意味が寓せられて居るやうに思はれる。故に讀書鳴弦の儀は文武並び備はらんことを期待するものとも考へられます。されば今回奉讀の書に就きては十分の考慮を拂ひ、日本書紀卷五の崇神天皇紀の十年の處を選んだ譯であります。

十年秋七月丙戌朔、己酉詔群卿曰 導民之本、在於

教化也、今既禮神祇、災害皆耗、然遠荒人等、猶不受正朔、是未習王化耳、其選群卿、遣于四方、令知朕憲、九月丙戌朔、甲午以大彥命遣北陸、武淳川別遣東海、吉備津彦遣西道、丹波道主遣丹波、因以詔之曰、若有不受教者、乃舉兵伐之、既而共授印綬爲將軍。

以上は今日読み上げました本文であります。その内容は諸の公卿に詔して教化を重じ神祇を禮することを告げこれを遠國へ遣はして、その趣意を知らしめたこと及び四道將軍に命じて、その教を受けざるものがあつたならばこれ

露光量違いの為重複撮影

一八
を征伐せよとの詔であります。即ち文に偏せず又武に偏せざることが分ります。

今やこの非常時に際し御目出度き 皇太子殿下の御降誕に際し、御浴湯の儀にこの一章を読み上げることを得ましたのは、誠に一生の光榮で深き感激の情に堪へざる次第であります。

昭和九年五月八日印刷
昭和九年五月十日發行

東京市澁谷區若木町九番地

發行所

友代衣者皇義精光社事務所

國學院講

副鳥

大究

學所

東京市四谷區麹町十一丁目十八番地

植木宇

電話四谷(35)三五四九番

東京市四谷區麹町十一丁目十八番地

印刷所

植木印刷

所

露光量違いの為重複撮影

一八
を征伐せよとの詔であります。即ち文に偏せず又武に偏せざることが分ります。

今やこの非常時に際し御目出度き 皇太子殿下の御降誕に際し、御浴湯の儀にこの一章を読み上げることを得ましたのは、誠に一生の光榮で深き感激の情に堪へざる次第であります。

昭和九年五月八日印刷

昭和九年五月十日發行

東京市澁谷區若木町九番地

東京市澁谷區若木町九番地

東京市四谷區麹町十一丁目十八番地

電話四谷(35)三五四九番

古代表者 皇典講究所事務局

副 知

大究

學所

東京市四谷區麹町十一丁目十八番地

電話四谷(35)三五四九番</

終

